君津市における特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準

君津市福祉部介護保険課

　特定事業所集中減算の適用対象外となる「正当な理由」については、厚生省老人保健福祉局企画課長通知（平成１２年３月１日老企第３６号）（※１）第３の１０において例示されているところであるが、次のとおり本市における「正当な理由」の判断基準を定めるものとする。

１　「正当な理由」の判断基準

　　次のいずれかに該当し、かつ、特定事業所集中減算算定表及び「正当な理由」に該当することが確認できる書類を指定の期日までに市長に提出した場合、減算を適用しないものとする。

　(１)　居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域（以下「実施地域」という。）に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）のサービス種別ごとの事業所数（※２）が、当該判定期間の初日現在で、５事業所未満である場合又は所在する市町村や旧市町村の区域に１事業所である場合

　(２)　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下である場合

　(３)　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた居宅サービス計画の件数が１月当たり平均１０件以下である場合

　(４)　サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合で次のいずれかに該当しているとき

　　　ア　当該事業所について、紹介率最高法人（※３）がＩＳＯの認証（ＩＳＯ９００１）を取得している場合

　　　イ　当該事業所について、紹介率最高法人が福祉サービス第三者評価を受けている場合（当該評価算定日が特定事業所集中減算の提出期限前３年度分までのものに限る。）であって、その評価結果の標準項目のうち、実施が確認できた項目の割合（小数点以下第２位未満の端数があるときには、これを四捨五入する。）が９０％以上である場合

　　　ウ　当該事業所について、紹介率最高法人が、介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業を併せて実施している通所介護事業所又は地域密着型通所介護事業所であり、事業所評価加算を算定している場合

　(５)　居宅サービス計画（以下「プラン」という。）作成時点で、次のアからウに記載の内容のいずれかに該当するプランを除いて再計算した結果、当該事業について、紹介率最高法人の計画数が８０％以下になる場合又は各サービスの１月当たりの平均居宅サービス計画件数が１０件以下である場合

　　　ア　次のサービスについて、それぞれ定める基準のいずれかに該当するプラン

　　　　(ア)　訪問介護

　　　　　　ａ　通院等乗降介助サービスを行っている事業所が、実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置づけているプラン（通院等乗降介助が必要な者を対象としたものに限る。）

　　　　　　ｂ　早朝若しくは夜間又は休日に営業している事業所が、実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置づけているプラン（早朝若しくは夜間又は休日におけるサービスが必要な者を対象とした者に限る。）

　　　　　　ｃ　特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ若しくはⅢを算定している事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置づけているプラン（認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、Ⅳ若しくはＭで、かつ要介護４若しくは要介護５である者を対象としたものに限る。）

　　　　(イ)　通所介護及び地域密着型通所介護

　　　　　　　早朝若しくは夜間又は休日に営業している事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置づけているプラン（早朝若しくは夜間又は休日におけるサービスが必要な者を対象としたものに限る。）

　　　　(ウ)　福祉用具貸与

　　　　　　　医師等の指示で介護機器の選定を行った者が対象であり、当該介護機器を取り扱っている事業所を位置づけているプラン

　　　イ　利用者からサービスの質が高いことを理由に、当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、「地域ケア会議」等に当該利用者のプランを提出し、支援内容についての意見・助言等を受けているプラン

　　　ウ　市町村若しくは地域包括支援センターから紹介された支援が困難な事例に該当する者又は平成１２年３月３１日以前から利用者が対象であるプラン

２　施行期日等

　(１)　本基準については、判定期間が平成３０年前期分（平成３０年４月１日から同年８月末日まで）であるものから適用する。

　※１「厚生省老人保健福祉局企画課長通知（平成１２年３月１日老企第３６号）」

　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

　※２「サービス種別ごとの事業所数」

　判定期間の初日現在で、最新の「千葉県介護サービス情報公開システム」や最新の「介護保険を利用する人のための地域情報誌」に掲載されている事業所数とする。

　※３「紹介率最高法人」

　居宅介護支援事業所において、各判定期間（前期：３月１日～８月末日、後期：９月１日から２月末日）に作成した居宅サービス計画について、訪問介護サービス等のサービス種別ごとに、当該サービスが位置づけられた居宅サービス計画の数を介護サービス事業者（法人）別に算出し、最もその件数の多い法人を「紹介率最高法人」という。